



2025 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 新光商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 達哉
 (コード：8141 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 一色 修志
 (TEL. 03-6361-8111)

自己株式の取得枠設定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025 年 6 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、下記の通り自己株式の取得枠を設定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

市場環境、財務状況などを総合的に勘案した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1)取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2)取得し得る株式の総額 | 1,600,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 5.37%) |
| (3)株式の取得価額の総額 | 15 億円 (上限) |
| (4)取得する期間 | 2025 年 6 月 13 日～2025 年 12 月 30 日 |
| (5)取得の方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(ご参考) 2025 年 5 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式除く) 29,784,018 株

自己株式数 8,226,548 株

(自己株式数には、信託が保有する当社株式 1,075,500 株を加算しております。)

以上